

平安女学院大学における研究倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、平安女学院大学（以下「本学」という。）における研究倫理審査に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2条 研究倫理審査の対象となるものは、本学の教員が行う研究であって、人を対象とする研究とする。

(審査機関)

第3条 審査は、学術研究委員会にて審議する。

(手続)

第4条 研究を実施しようとする者は、「研究倫理審査申請書」に必要事項を記入し、委員会に申請するものとする。

(審査結果)

第5条 委員会は、審査終了後、「研究倫理審査結果通知書」を作成し、結果を通知する。

(審査結果の遵守)

第6条 申請者は、前項による結果について異議のある場合、再審査の申し立てをすることができる。

2 再審査の申し立ては、通知書を受けとった日から10日以内に具体的な理由を記載した再審査申立書に根拠資料を添えて委員会に提出する。

(事務)

第7条 研究倫理審査に係る事務は、大学事務室が担当する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、学術研究委員会、執行部会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2015年10月1日より施行する。（2015年9月30日理事会決定）
- 2 この規程は、2022年4月1日より施行する。（2022年3月29日理事会決定）
- 3 この規程は、2023年11月1日より施行する。（2023年10月25日理事会決定）